平成２１年（フ）第３７０７号
名古屋市名東区勢子坊２丁目1408番地　グリーンハイツ名東207号
債務者　富永そよ子（旧姓玉城）
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９８号
大津市大将軍１丁目８番１号　Ｔ’Ｓサニーコーポ１107号
債務者　杉崎　政夫
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４７３号
滋賀県甲賀市甲南町新治1480番地
債務者　塩見　哲彦
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５１９号
滋賀県草津市野路町1981番地41、前住所滋賀県大津市桐生３丁目10番15―103号
債務者　小西　健一
1　決定年月日時　平成22年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５６８号
大津市真野１丁目28番45号
債務者　角　　健二
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６１６号
大津市衣川３丁目11番14号
債務者　千田　経子
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６７７号
大津市滋賀里４丁目８番28号　メゾン蓮池301号、前住所愛媛県松山市石手２丁目９番21号
債務者　足立　光子
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６９６号
大津市におの浜２丁目２番５―1007号
債務者　滝岡なほみ
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７１８号
大津市唐崎１丁目６番５号　梅村荘202号
債務者　武野　淳子
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７３５号
大津市苗鹿１丁目３番14号、前住所大津市大江２丁目６番３号　パストラルホーム105号室
債務者　安田　　学
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７４３号
滋賀県草津市木川町1212番地Ａ棟101号
債務者　山田　彬人
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７４８号
滋賀県甲賀市甲南町池田1557番地７
債務者　尾垣　弘美（旧姓山口・高杭）
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７５０号
滋賀県蒲生郡竜王町大字山之上3522番地３
債務者　犬井すみ子
1　決定年月日時　平成22年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７５９号
滋賀県高島市新旭町安井川1293番地４、前住所滋賀県高島郡新旭町大字新庄1346番地の１
債務者　伊東　　清
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７６７号
滋賀県甲賀市水口町山2589番地99
債務者　八木　正子
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７６８号
滋賀県高島市勝野1694番地
債務者　長野　直弘
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１２号
滋賀県湖南市サイドタウン２丁目６番18号、前住所滋賀県蒲生郡日野町松尾４丁目４番地
債務者　松山　省吾
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
大津地方裁判所民事部